

教生第104号の2
平成27年8月7日

(公文書扱い)
各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
生徒指導支援室長

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の
自殺予防について（通知）

平素は、生徒指導の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添写しのとおり、平成27年8月4日付け27初児生第20号により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

このことについては、これまでもいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）等に基づき、学校において、いじめの問題への取組の徹底及び児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、最近においても、中学生がいじめの疑いにより自殺する事案が発生するなど、依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じています。

つきましては、特に、長期休業日が終了した学期始め等の時期にあっては児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、貴管内の学校において教職員等が連携・協力し、法及び法に基づく国の基本方針に沿って対応していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、管内の学校より対応状況について報告を求め、その結果に基づき必要な措置を執っていただくなど、本通知に基づく適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

(本件連絡先)
生徒指導支援室生徒指導第一係
〒630-8502 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-5435
FAX 0742-27-1021
E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp